

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和5年（2023年）3月22日現在）

1. 監査のテーマ

環境部の所管事業に係る財務に関する事務の執行について

2. 監査の実施期間

令和3年6月15日から令和4年2月14日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	30件	30件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	50件	52件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「令和3年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
人権政策課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
財務部 財政課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
環境部 環境政策課	0	0	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
環境部 公園みどり推進課	22	22 (100%)	0	0	0	0	20	19 (95%)	1 (5%)	0	0	0
環境部 減量計画課	1	1 (100%)	0	0	0	0	6	5 (83%)	1 (17%)	0	0	0
環境部 美化推進課	2	2 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
環境部 家庭ごみ事業課	3	3 (100%)	0	0	0	0	11	10 (91%)	1 (9%)	0	0	0
環境部 事業ごみ指導課	2	2 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	30	30 (100%)	0	0	0	0	52	48 (92%)	4 (8%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和5年3月22日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準について	公園みどり推進課
より実費に近い負担金の交付方法等について	減量計画課 財政課
市民からの再配布依頼時における要因確認等のルール化について	家庭ごみ事業課

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和5年(2023年)3月22日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	措置の内容又は対応の状況	進捗状況	
公園みどり推進課								
花いっぱい運動事業								
22	89頁	花しょうぶ園とバラ園のより良い育成管理に資する運営方法等の検討について	花しょうぶ園育成管理業務、バラ園管理業務に関しては、多年草である花しょうぶや植替えを想定しないバラの育成管理の面からは、複数年にわたる契約を前提にプロポーザル方式を導入することも一案である。逆に、委託先の交代を前提とするのであれば、所管課の職員に対して知識技能、専門性を高めるような研修を行うとともに、職員の異動に伴ってノウハウが散逸しないような工夫が必要である。併せて、市が加入している「都市緑化基金等連絡協議会」を通じて、より効果的な育成管理の手法等に関する情報の収集に努められたい。		○	公園みどり推進課	花しょうぶ園とバラ園のより良い育成管理を行うための仕様書を作成し、令和5年4月から3年間の長期継続契約を締結します。	措置済
公園等自主管理協定制事業								
42	115頁	活動報告書に係る審査手続きの簡素化について	公園みどり推進課、自主管理団体の双方にとって、毎月の活動報告書の提出が負担となっていることは否定できない。近隣の箕面市や西宮市における同種制度においては、報告は年2回とされていることもあり、他団体における運用も検討した上で、活動報告書の提出・審査の手続きを簡素化する余地がないか、検討する必要がある。		○	公園みどり推進課	他市の活動団体における運用も参考とし、令和5年3月に、毎月の活動報告書の提出を年4回とする要綱の見直しを行いました。	措置済
公園管理事務所施設管理								
43	117頁	耐震基準を満たさない倉庫の速やかな撤去について	大門公園内にある公園管理事務所の倉庫について、耐震基準を満たしていない。現在、倉庫としては使用しておらず、建物内に立ち入ることはないとのことであるが、注意を促す貼り紙はされているものの、使用中の建物2棟に挟まれるような立地であり、公園利用者が容易に建物に近づける状況となっている。公園は不特定多数の者が利用するとともに、災害発生時の避難場所にもなることから、速やかに解体撤去するよう、対応を進められたい。		○	公園みどり推進課	令和4年2月に、公園利用者が近づけないように、既存カラーコーンの位置を見直し、さらに離隔を取りました。令和5年度、第2四半期(9月)に解体撤去工事を行います。	措置済
減量計画課								
個別の事業以外								
56	155頁	第4次ごみ減量計画の中間見直しにおけるより実効性のある減量策の提示等について	令和4年度に予定されている第4次ごみ減量計画の中間見直しにおいては、令和4年度までの家庭系ごみや事業系ごみの排出動向や直近の人口動向等も踏まえて、令和9年度の目標達成の可能性を改めて検討するとともに、その手段として、より実効性のある発生抑制及び適切な分別の促進策を具体的に示されたい。また、中間見直しに際して、他の手段等によるごみの発生抑制量等が不足する場合には、家庭ごみの有料化を検討の俎上に上げることになると思われるが、豊中市においては、既に市指定ごみ袋制が実施されていることから、家庭ごみ有料化の効果等がどの程度見込めるのかあらかじめ整理されたい。		○	減量計画課	第4次ごみ減量計画の中間見直しについて、令和5年2月16日付けで、第13期豊中市廃棄物減量等推進審議会から答申を受け、改定版を策定しました。改定版では、家庭系及び事業系ごみの排出実態を踏まえるとともに、人口については、第4次総合計画後期基本計画の推計値に改め、令和9年度の減量目標を定めています。具体的な施策としては、マイボトルの普及に合わせた市内各地への給水機の設置や、SNSでの分別方法の周知などを新たに追記し、発生抑制や適切な分別を推進します。	措置済
家庭ごみ事業課								
分別周知事業								
66	171頁	複数事業者からの参考見積書の徴取について	2021年度版わが家のごみカレンダーに係る印刷製本業務の入札に際しては、5者による指名競争入札が行われ、落札率は100%であった。予定価格の算定に際しては、前年度の落札業者以外の者からも広く見積書を徴取して検討を行う等、より競争性が発揮される余地の有無を継続的に検討されたい。		○	家庭ごみ事業課	令和4年度の印刷製本業務の入札実施に向け、令和4年10月に2者以上の事業者から見積書を徴収しました。契約検査課と予定価格の検討を行い、令和4年12月に指名競争入札を行いました。	措置済
67	171頁	競争入札の適用の継続的な検討について	2021年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務は、広報とよなか等宅配業務を請け負う事業者が受注しているが、他に当該業務を同程度の品質及び費用で実施できる業者が見受けられないとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意契約としている。しかし、業務内容は配達業務であり、今後、本業務においては随意契約を前提とすることなく情報収集を継続し、競争入札の採用による効率化の余地を継続的に検討されたい。		○	家庭ごみ事業課	令和4年度の宅配業務の入札実施に向け、令和4年11月に2者以上の事業者から見積書を徴収しました。新たな宅配事業者が参入できるよう情報収集を行い、令和4年11月に指名競争入札を行いました。	措置済
再生古紙布売払収入(歳入)								
70	177頁	より市場相場を反映した予定価格の算定について	古紙布売却の入札においては、第1回目の入札が不調となっているが、その原因は、予定価格の設定が市場相場よりも高すぎたことによるものと考えられる。入札前における新型コロナウイルス感染症の影響による古紙布の引き取り価格の下落は急激なものであったが、財政課と協議の上で予定価格を市場相場に沿ったものとするのが望ましかったものといえる。今後、古紙布の売払いのように市場相場の変動が想定される取引については、相場変動の状況を勘案し、より直近の相場動向を反映した予定価格を算定されたい。		○	家庭ごみ事業課	令和5年度の契約から、相場動向を反映した価格を算定できるよう、令和5年2月に2社以上から見積り入手し、3月に相場状況から適正な予定価格を設定し入札を行いました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
粗大ごみ関連							
75	191	受益者負担水準の見直しについて	粗大ごみの収集にかかる費用のうちどれくらいが徴収する手数料収入で賄われているかを示す受託者負担割合は、年々増加しており、令和2年度においては60%を超えている。市は、「歳入確保に係る基本方針(平成24年7月)」において、原則として100%が受益者負担割合の望ましい水準であるとしているものの、粗大ごみの収集手数料については平成19年度の有料化開始当初より一度も価格改定を行っていないことから、妥当な手数料の金額、すなわち適正な負担のあり方について検討することも必要であると考え。		○	家庭ごみ事業課 令和4年度廃棄物減量等推進審議会での答申を受けた後、発生・排出抑制の施策として他市の状況も鑑みつつ、令和5年3月に粗大ごみの収集手数料の改定を行いました	措置済
事業ごみ指導課							
し尿処理・運搬業務							
76	194	手数料の過年度滞納分について	し尿の収集に際して徴収する手数料収入について、過年度からの支払が滞っている事案が見られる。今後、滞納者への対応の効果も考えて、支払督促等の手法も検討しておく必要がある。		○	事業ごみ指導課 滞納者が生活保護世帯になり、手数料が減免扱いとなりました。過年度滞納分は、無資力のため、令和5年3月に債権放棄しました。	措置済
77	195	し尿処理における受益者負担について	し尿処理費用の受益者負担割合は、一般家庭を対象とする「定期」で2.0%であり、主に事業者を対象とする「臨時」で30.3%である。市の「歳入確保に係る基本方針(平成24年7月)」によれば、原則として、受益者負担割合は100%が望ましい水準とされているものの、し尿処理手数料については、平成29年7月に料金改定がなされ既に数年が経過している。事業者が負担するものについては、他の手数料との整合性等を考慮し一定程度の負担増を検討する必要があると考え。		○	事業ごみ指導課 受益者負担の適正化を図るため、関係部局と調整を進めて、令和5年3月にし尿処理手数料の改定を行いました。	措置済
し尿処理施設基本構想策定業務							
80	200	新たなし尿処理施設に係る具体的な施設整備方針の策定について	現在の伊丹市し尿公共下水道放流施設は平成3年度に稼働した施設であり、共用期間が約30年となったことから老朽化が課題となっている。令和2年度に委託により策定した「し尿公共下水道放流施設整備基本構想」においては、現有施設へのし尿等搬入量を踏まえ、3つのケースを想定し施設整備案を検討している。現在、所管課において、他の地方公共団体の事例等も含めて、より簡易な施設や新たな処理方式の導入可能性等も検討しているところであるが、速やかに、その適否等の検討を進め、伊丹市と協議の上で、具体的な施設整備方針を策定されたい。		○	事業ごみ指導課 伊丹市との協議の結果、現有施設を改修し当面の間継続使用が可能となったため、令和8年度までの長期包括的運営業務を委託することとしました。	措置済